

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和3年5月14日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和3年5月14日(金曜日)

午前10時18分開議

午前10時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第2号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第9号 専決処分の報告及び承認について

議案第10号 専決処分の報告及び承認について

出席委員(8人)

委員長 河津修司

副委員長 竹崎和虎

委員 井手順雄

委員 山口裕

委員 増永慎一郎

委員 本田雄三

委員 前田敬介

委員 南部隼平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 村上義幸

政策審議監 野崎真司

道路都市局長 宮島哲哉

監理課長 森山哲也

道路整備課長 森裕

道路保全課長 緒方誠

事務局職員出席者

議事課主幹 甲斐博

政務調査課主幹 近藤隆志

午前10時18分開議

○河津修司委員長 ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたしました。

なお、本日の委員会は、あらかじめ告示された事件及び緊急を要する事件のみを審議する臨時会での委員会であり、本会議を休憩しての開催でもありますので、質疑応答は付託議案に関するものだけに限らせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、執行部は、議案に関係する者のみの出席であることをあらかじめ御報告申し上げます。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、村上土木部長から総括説明を行います。続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、村上土木部長。

○村上土木部長 今回の臨時県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

提出議案は、予算関係の専決処分の報告及び承認について1件、条例等関係の専決処分の報告及び承認について2件の合わせて3件をお願いしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

いたします。

○河津修司委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いいたします。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

令和2年度の予算関係の専決処分について報告し、承認をお願いするものです。地方債の財源更正を行ったもので、年度内に起債の手続きが必要なことから、3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

2段目、道路改築費の財源について、地方債から一般財源に1億6,300万円の財源更正を行いました。これは、地方債について、当初予定していた特別減収対策債から財政的に有利で一般財源として取り扱う歳入欠陥債に変更したものです。

道路整備課の説明は以上でございます。

○森山監理課長 監理課でございます。

説明資料の3ページをお願いします。

3ページから4ページは、第9号議案、過払い給与の返還請求に係る訴えの提起を行った知事の専決処分について報告し、承認をお願いするものです。

4ページの概要をお願いします。

2、専決処分の理由についてです。

県が行った過払い給与の返還金に対する支払い督促、具体的には、扶養手当等に関する返還支払い督促です。

扶養手当を受給していた土木部の職員について、被扶養者が厚生年金等の受給開始に伴い、扶養手当の対象外となり、扶養手当等の過払いが発生しました。この過払いについて、当該職員に対し、繰り返し過払い給与の返還を求める説明を重ねてまいりましたが、返還の意思が認められない状況であったため、やむを得ず、令和3年3月19日付で支払

い督促の申立てを行いました。

支払い督促とは、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し返還金の一括返還を命じてもらうものです。この支払い督促に対し、債務者の職員から異議の申立てが令和3年4月2日付でなされました。異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申立て時に遡って訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行します。

県が訴えの提起を行うには、地方自治法の規定により、県議会の承認をいただく必要がございますが、民事訴訟法の規定により、今回の案件は、債務者からの異議申立てがあったと同時に訴訟に移行するものであり、議会で御審議いただく時間が確保できない状況であったことから、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものです。

監理課の説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認について説明します。

今回は、資料5ページの第10号案件の1件でございます。

詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、令和2年11月17日午前5時30分頃、八代市泉町葉木地内におきまして、一般国道445号を軽乗用自動車で行進中、進行方向右側の斜面から落ちていた石に衝突し、前輪及びその周辺等を損傷したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の4割に当たる15万4,497円を賠償しております。

道路保全課は以上でございます。

○河津修司委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、繰り返しになりますが、質疑は付託議案に限らせていただきますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

質疑はございませんか。

○井手順雄委員 この監理課の9号議案なんですけど、もうちょっとこう、これは何ですか、奥さんが違った仕事をして、そこから扶養手当を抜けたつばってんが、それば県は支給していたということの話ですかね。具体的に説明して、ちょっと。

○森山監理課長 監理課でございます。

被扶養者が配偶者ですけれども、年金の支給が始まったということで、それまで年金の収入がなかった方が年金の収入の分が増えたと、扶養手当の場合は130万円を超えたら扶養手当の対象とならないということになっておりまして、年金収入が始まったことによって、所得をオーバーして扶養手当の対象外となったと、そのオーバーした後も扶養手当の受給が続いておりましたので、その分の返還を求めたものです。

○井手順雄委員 これはどういったきっかけで発覚したわけですか。

○森山監理課長 監理課でございます。

手当の受給に関しては、毎年、扶養手当の現況調査というものを総務部のほうで行っておりまして、それぞれの職員の扶養者に関して、所得証明書を求めるとか、現在の状況はどうなっているとか、こういったものを調べております。

この案件につきましては、その配偶者の所

得証明に収入が上がってきたものですから、その収入の内容が何か、そういうことがいつから出ているとか、そういうことを確認して、返還督促という形になったものです。

○井手順雄委員 ちなみに、お幾ら返還の裁判になっているんですかね。

○森山監理課長 監理課でございます。
35万円余です。

○井手順雄委員 こういったケースは、職員たくさんいらっしゃる中で、今回が初めてというような状況と思うんですが、ほかにもこういった状況の方々もいらっしゃるかもしれないというようなことについて、今後どう対応していかれるのか、その辺のところをお聞かせください。

○森山監理課長 監理課でございます。

実は、扶養手当の受給、それから取消し、そして一時的な過払いに対しての返還というものは、これは事務手続のこともあって結構な数が発生します。

例えば、3月まで無職だった方が4月から就職をして収入が発生したと、その取消しを4月にした場合、4月の給料での扶養手当の停止には間に合わずに、4月は1回扶養手当が出て、それをその後に返還すると、こういった事例は手続上発生している状況でございます。ただし、そういう場合は普通素直に返還をするといえますか、そういったものが一般的にやっております、あとは、こういう何か特例的なものは、毎年1回の扶養手当の現況調査で、本人があまり制度を知らないとか、そういうことで起きてくることがありますので、こういうものに関しては、毎年、総務部のほうを中心になってますけれども、手当の制度の周知とか、こういったものをやっております、今回の事例は、確認した限り

では、ないと、確認はないということでございます。

○井手順雄委員 こういったことは、何かほら県庁内の話でもあるけれども、やっぱり対外的に見たら、何かこうむしゃん悪かたいな。むしゃん悪かというとおかしか。何かこう、そこはやっぱりこういう事態が起こらないような全庁一貫としたところのシステムあたりを構築して、皆さん方に、職員さんにお知らせして、こういうときにはこういうことですよということをやっぱり周知していくというのも、今から先必要じゃなからうかなと思いました。

以上です。

○河津修司委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 ないようでしたら、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第2号、第9号及び第10号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第2号外2件について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○河津修司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外2件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、陳情・要望書が2件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会いたします。

午前10時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長